

社会福祉法人仙人福祉事業会
役員等報酬規程

平成28年12月22日
規程 第 36 号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人仙人福祉事業会（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬について、勤務形態に応じた区分及び支給額、支給額の算定方法並びに支給の方法に関する基準等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、法人の理事及び監事をいい、評議員等とは、法人の評議員及び法人が設置する各種委員会の委員をいう。

(役員の区分及び報酬)

第3条 継続かつ定期的に就業する役員（理事長・業務執行理事）の報酬は、次のとおり月額報酬（費用弁償相当額を含む）とする。

理事長 月額 40,000円

業務執行理事 月額120,000円

2 第1項に該当しない役員が理事会へ出席したとき、その他業務に携わったときは、次のとおり日額報酬を支給する。

1日4時間未満 3,000円 1日4時間以上 6,000円

3 役員の報酬額は、定款に定める各年度の総額を超えない範囲で、評議員会において、法人の業績と当該役員の勤務形態、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

4 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、前各項は適用しない。

(評議員の報酬)

第4条 評議員が評議員会へ出席したとき、その他業務に携わったときは、次のとおり日額報酬を支給する。

1日4時間未満 3,000円 1日4時間以上 6,000円

2 評議員の報酬額は、定款に定める各年度の総額を超えない範囲で、評議員会において、法人の業績と当該評議員の勤務形態、職務内容などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

(各種委員会委員の報酬)

第5条 各種委員会委員とは、次に掲げる委員会の委員をいう。

- (1) 利用者の意見・要望・苦情の相談解決システム運用規程に定める第三者委員
- (2) 地域密着型サービス運営推進会議委員

(3) 評議員選任・解任委員会委員

- 2 各種委員会委員が各種委員会等へ出席したとき、その他業務に携わったときは、次のとおり日額報酬を支給する。

1日4時間未満 4,000円 1日4時間以上6,000円

- 3 各種委員会委員において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第2項は適用しない。

(報酬の支払方法)

第6条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

- (1) 第3条1項の役員については、毎月1日に起算し、当月末日に締めきり、翌月16日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。
- (2) 第3条2項及び第4条1項、第5条2項の役員等については、その都度、翌月末までに口座に振り込む方法により支払う。ただし、理事長において特に必要があると認めたときは、この期日によらないことができる。

- 2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(交通費及び旅費)

第7条 役員及び評議員等が理事会・評議員会等への出席したとき、その他業務に携わった時の交通費及び公務により出張した時の旅費は、別に定める旅費規程により支払う。

(改正)

第8条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、法人の評議員会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 平成28年3月28日制定「役員報酬規程(規程第21号)」は平成29年1月1日廃止する。
- 2 この規程は平成28年12月22日制定し、平成29年1月1日から施行する。
- 3 この規程は令和4年9月16日に改正し、令和4年10月1日から施行する。
- 4 この規程は令和5年7月4日に改正し、令和5年6月19日から適用する。